

第8章 水道水源林の管理

1 水道水源林の概要

多摩川の上流域に広がる東京都の水道水源林は、山梨県にまで分布し、その管理面積は25,183haで、東京都23区面積の約40%、羽村取水堰上流の多摩川流域面積の約52%に相当する規模を持っている。

水源林の管理は、良好な水源林を保護・育成することにより、水源かん養、土砂流出防止等の森林の機能を十分に発揮させ、安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図ることを目的としている。

平成28年度からは「第11次水道水源林管理計画」（令和7年度までの10か年計画）に基づいて管理を実施しており、従来からの取組である水道水源林の管理に加え、民有地を含む多摩川上流の全域を見据えた森林の育成・管理に取り組んでいる。この実現に向け、事業体系の柱の一つとして新たに「民有林の再生」を掲げ、民有林の購入や購入後の森林整備、ボランティアによる民有林の再生を行っている。

平成29年度からは「みんなでつくる水源の森実施計画」（令和2年度までの4か年計画）に基づき、民有林の積極的な購入や多様な主体と連携した森づくりに取り組んできた。さらに令和3年度からは「都民の理解を促進する取組」を新たな柱に加えた「みんなでつくる水源の森実施計画2021」（令和7年度までの5か年計画）に基づき、水源地保全の重要性について理解促進に取り組んでいる。

(1) 多摩川集水面積（羽村取水堰上流域）

令和5年3月31日現在

場 所	水道水源林	公私有地	計	比 率
東 京 都	9,947 ha	17,781 ha	27,728 ha	57 %
山 梨 県	15,236 ha	5,802 ha	21,038 ha	43 %
計	25,183 ha	23,583 ha	48,766 ha	—
比 率 (%)	52	48	—	100

(2) 水源林の管理面積

（上段：面積、下段：蓄積） 令和5年3月31日現在

場 所	天 然 林	人 工 林	除 地	計
東京都奥多摩町	6,873 ha 1,076,910 m ³	2,842 ha 1,282,023 m ³	232 ha —	9,947 ha 2,358,933 m ³
東京都計	6,873 ha 1,076,910 m ³	2,842 ha 1,282,023 m ³	232 ha —	9,947 ha 2,358,933 m ³
山梨県小菅村	1,378 ha 240,862 m ³	689 ha 317,363 m ³	39 ha —	2,106 ha 558,225 m ³
山梨県丹波山村	6,074 ha 935,363 m ³	1,301 ha 414,291 m ³	147 ha —	7,522 ha 1,349,654 m ³
山梨県甲州市	3,004 ha 422,264 m ³	2,353 ha 647,783 m ³	251 ha —	5,608 ha 1,070,047 m ³
山 梨 県 計	10,456 ha 1,598,489 m ³	4,343 ha 1,379,437 m ³	437 ha —	15,236 ha 2,977,926 m ³
合 計	17,329 ha 2,675,399 m ³	7,185 ha 2,661,460 m ³	669 ha —	25,183 ha 5,336,859 m ³
面 積 比 率 (%)	69	28	3	100

※ 管理面積には、水源かん養契約林を含む。また令和4年度に購入した森林の蓄積は含んでいない。